

## 7. 実施すべき特定事業とその他の事業

重点整備地区において、バリアフリー化に向けて公共交通事業者、施設管理者等が取り組むべき事業は次のとおりです。

各事業は、基本構想に基づき、特定事業者が作成する特定事業計画により、具体的な実施内容などが定められることとなります。なお、この計画の進捗については、本市が適宜整備状況を把握し、計画通り実施されるよう働きかけます。

### (1) 公共交通特定事業

#### ア. 西日本旅客鉄道㈱

- ・改札口から各ホームへの昇降設備（エレベーター）の設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの改良
- ・身体障害者対応トイレの改良
- ・文字等による列車接近案内設備の整備の検討
- ・社員のバリアフリーに対する教育・訓練

#### イ. 広島電鉄㈱

- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・南北自由通路からホームへの段差解消の検討
- ・社員のバリアフリーに対する教育・訓練

#### ウ. バス事業者(広島電鉄㈱)

- ・低床車両の導入
- ・社員のバリアフリーに対する教育・訓練

### (2) 道路特定事業

#### 広島市

- ・特定経路上の視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良
- ・特定経路上の歩車道境界の段差や勾配の解消
- ・特定経路上の歩道の凹凸や勾配等の改良
- ・南北自由通路から駅前広場への昇降設備の改良の検討

### (3) 交通安全特定事業

#### 公安委員会

- ・特定経路のバリアフリー化に資する信号機の改良・高度化
- ・特定経路上の違法駐車行為の取締り強化及び防止のための広報活動・啓発活動等の実施
- ・特定経路上の高齢者、身体障害者等が安全に通行するために必要な交通規制の実施及び道路標識・道路標示の大型化・高輝度化等

### (4) その他の事業

#### (ア) 駅前広場

- ・案内表示の改善

#### (イ) 歩道等

- ・自転車等放置規制区域内の放置自転車の撤去及び特定経路上の放置自転車を防止するための広報活動・啓発活動等の実施
- ・特定経路上の看板等の不法占拠を防止するための広報活動・啓発活動等の実施

#### (ウ) 宮島街道(五日市駅～佐伯区役所間の経路)

- ・特定経路に準じた整備を検討

〔 特定経路に位置付けて平成 22 年度(2010 年度)迄に整備することは困難ですが、特定経路同様、バリアフリー化が望まれる経路であるため、対応可能な箇所から適宜整備する。〕